

文化財保護における歴史学的視点の現状

馬場, 憲一 / BABA, Kenichi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Hosei Historical Society in Hosei University / 法政史学

(巻 / Volume)

60

(開始ページ / Start Page)

30

(終了ページ / End Page)

46

(発行年 / Year)

2003-09-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011458>

文化財保護における歴史学的視点の現状

馬場 憲 一

はじめに

一般に人々は「文化財」という言葉の中に古美術品や神社仏閣を想起するので、文化財は芸術性の面などから優品主義によって選ばれた「モノ」という観点でみられるきらいがある。

文化財は確かにそのような面からみられる傾向が強いが、一方、文化財が持つ歴史性という面も見落としてはならない。しかし、現実には文化財のうち「史跡」や「歴史資料」というジャンル以外は歴史的な面よりもどちらかというと芸術性が強く意識されることが多い。そのような状況の中にあつて、筆者は文化財がもつ歴史的な側面、すなわち歴史学の素材となる「文化財」≡史料という観点から

文化財を捉えていくことに強い関心をもっている。

ところで、管見のかぎり文化財保護の現状を歴史学的な視点から分析し論じた研究は行われていない⁽²⁾。

このため、本稿では、(1)近・現代における文化財保護行政の中で歴史学的な視点がどのような変遷を辿ってきたのか、また(2)歴史学的な視点というものが文化財指定の上でどのような形で展開してきているのか、さらに(3)歴史(地域史)研究と文化財保護との関わりの実態はどのようなものになっているのか。それぞれの点について事例を挙げながら検討し、文化財保護における歴史学的な視点の現状について考察していくことにした。

一 文化財保護行政にみる歴史学的視点の沿革

「文化財」という用語は、昭和二十五年（一九五〇）五月の文化財保護法成立とともに一般化したものと考えられている。^③ まずここでは明治以降、日本の近代化の中で今日言うところの「文化財保護行政」を取り上げ、その中で歴史学的視点がどのように取り扱われてきたのかをみていくことにする。

明治四年（一八七一）五月、太政官より「古器旧物保存方」という布告が発せられた。この布告には「古今時勢ノ変遷制度ノ沿革ヲ考証」するものとしての「古器旧物」の保存が規定され、今日、歴史学で「史料」として位置づけられることができる品目が近代国家の施策の中で初めて取り上げられ保存の対象となっている。

ついで明治三十年（一八九七）六月「古社寺保存法」が制定されたが、この法律で保存の対象としたものは古社寺所有の建造物および宝物類で「歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範トナルヘキモノ」（第四条）である。歴史学の視点からみていくと「歴史を証明するもの」^⑤ 史料となるべきものが保存の対象となっている。

また古社寺保存法の第十九条には「名所旧蹟二関シテハ

社寺ニ属セサルモノト雖仍本法ヲ準用スルコトヲ得」とあり、歴史的な遺跡の保護にも適用されるような条項も盛り込まれていた。しかしこの条項は法案審議過程で法律名称とかけ離れている旨の批判があり、政府はこの条項での適用は「廃寺址」に限定するとの考えを示しており、歴史的な遺跡などの保存には十分効果をあげることがなかったようである。^⑥

そのような状況の中にあつて、歴史学的な視点からの文化財保護に対し関心が高まり法案づくりへの取り組みが始まるのは、明治末の一九一〇年代以降のことであり、東京府では法案制定以前の大正七年（一九一八）十月に「史的紀念物天然紀念物勝地保存心得」という布告を出し、地方段階での取り組みを図っている。^⑦ この心得では、前文に国家的思想の根源とも言ふべき史的紀念物天然紀念物勝地によつて「愛郷ノ精神」を「涵養」し、行政・教育の担当者には「地方教化之要具トシテ十分其ノ利用」を工夫することと書かれている。またそれら史的紀念物天然紀念物勝地については保存と愛護に意を用い、学術上の価値を明らかにし、「進ンテ之カ利用ノ途ヲ講シ、其ノ研究ヲ怠ラサルコトヲ要ス」とあり、史料としての利用などについても記述が及んでいる。その観点から「保存スヘキモノ」として史

的紀念物を「史料」と「史蹟」に分け、史料とは「文書・記録・金石文・地図・絵画・彫刻・棟札・制札等」のこと、史蹟は「先史時代ノ貝塚・遺物包含層ト歴史時代ノ神社・寺院・墳墓・公署・城砦・都邑・民屋・学堂・市場・閑所・駅場・橋梁・戦場・園池及其ノ遺址ヲ云ヒ其ノ他著名ナル事件及人物ニ由縁アル土地ヲ含ム」ものとして⁽⁸⁾いる。

そして大正八年（一九一九）四月、「史蹟名勝天然紀念物保存法」が公布され、史蹟名勝天然紀念物などのうち「国ノ歴史ヲ偲ビ、国家ノ精華ヲ発揚スル」ものについて、その保存を図ることが規定された。この法律の施行によつてはじめて歴史学の分野で研究素材となり得る対象が文化財保護の分野に本格的に取り込まれることになり、それら対象物は歴史学的視点からみると「史蹟」と位置づけられ、これによつて保存する対象が具体的に明らかになった。⁽¹⁰⁾

戦前においては、前述のような法律を通して文化財保護が遂行されてきており、その中で歴史学的な視点から文化財保護への取り組みが図られていたが、昭和二十年（一九四五）八月の敗戦とともに文化財保護も新たな局面を迎えることになり、戦前制定の法律の改正などが検討されてい

た。そのような折、昭和二十四年一月に法隆寺金堂の壁画が焼失するという事件が起こり、それを契機として議員立法による法案が国会に提案され、翌昭和二十五年五月に至り文化財保護法が成立した。この法律の成立によつて従前の国宝保存法・史蹟名勝天然紀念物保存法は廃止となり、文化財保護行政はこの文化財保護法に一本化された。文化財保護法はその後、数次の改正が行われているが、昭和五十年（一九七五）十月、制定以来でもっとも大規模な改正が実施された。この時の法改正では主要な改正点だけでも八項目におよんでいたが、歴史学的な視点からみていくと「有形文化財の定義の拡大」ということが注目される。それまで有形文化財の定義は「歴史上又は芸術上価値の高いもの」という判断基準であったが、新たに「学術上価値の高い歴史資料」も含むことを明記して定義の拡大が図られ、必ずしも歴史上又は芸術上の価値が高いものではないが、歴史上の重要な事象や歴史上の重要人物に関する遺品などについても保護対象に含めた。この「歴史資料」の登場は、従来ややもすると芸術性至上主義的な文化財保護行政に一石を投じるものであり、歴史学的視点重視の傾向の現れとみることもできる。⁽¹¹⁾

ところで、一九八〇年代以降、近代化遺産への関心が高

まる中で、文化庁では平成二年（一九九〇）度から近代化遺産（建造物等）総合調査を開始した。⁽¹²⁾一方、広島島の「原爆ドーム」の世界遺産化を求める流れの中で、平成七年三月史跡の指定基準の改正が図られ、例示の中に近代の遺跡も含むこととなり、⁽¹³⁾これ以後、近代史を視野に入れた文化財の指定・保存が促進されてきている。

二 文化財指定にみる歴史学的視点

今日、文化財指定の現状をみていくと、法律や条例の中に「歴史上又は芸術上価値の高いもの」「歴史上又は学術上価値の高いもの」と文化財を定義しており、⁽¹⁴⁾現状の指定文化財の中にも、歴史学的な視点を考慮に入れた文化財指定が図られてきていることがわかる。

ここでは文化財指定の現状として、(1)歴史空間の保存や(2)歴史事象を関連付けての保存が行われている東京都内の事例を紹介し、文化財指定が歴史学的な視点を導入し多様な手法によって展開してきていることを考察していくことにする。

1 歴史空間の保存

【事例1】虎柏神社（東京都青梅市根ヶ布一丁目）⁽¹⁵⁾

文化財保護における歴史学的視点の現状（馬場）

東京都の西部に位置する虎柏神社は延喜式内社に比定される古社である。永正年間（一五〇四～一五二一）に勝沼城主三田氏宗により再興されたと伝えられ、享保十二年（一七二七）の「武蔵国多摩郡小曾木郷総社縁起」には、天正十八年（一五九〇）浅野長政が正殿に諏訪神、東の相殿に虎柏神、西の相殿に疫神を定め、小曾木郷の総社を号したと記されており、江戸時代は諏訪明神社と称していた。天正十九年十一月には徳川氏より朱印地三石を下賜されているが、朱印高は幕末まで変わることはなかった。明治三年（一八七〇）には社号を旧名の虎柏神社に改め、虎柏神を正殿、諏訪神を東側に遷座し、明治六年十二月郷社に列せられている。

現在、境内には享保十九年（一七三四）多摩郡青梅村大柳の張海次郎兵衛が棟梁を務め、同郡羽村根岸の大王宮川善右衛門らが工事に携わって建立された本殿を中心に諸殿舎が配置されている。虎柏神社の立地する場所は霞川上流の谷戸にあり、その境域は本殿の位置する谷戸全体を包み込むように周辺の丘陵部まで拡がり、境内地にはシイ・カシ・スギの古木が繁茂し、境域周縁の丘陵部は雑木林で覆われている。

境域の状況を詳しくみていくと、南端には石造の鳥居

（明治四十三年造立）があり、境内への入口となっている。傾斜のある参道を登っていくと、途中、右手奥に建築年代が幕末から明治初期と考えられる社務所が建っている。さらに参道を進むと玉石垣が積まれ石段で一段高くなった所に突き当たるが、その上に前述した本殿が鎮座している。本殿には覆屋（明治四十二年建立）がかかり、その前に幣殿と拝殿（明治十八年建立）、手水舎（昭和五十二年建立）などの建物が存している。拝殿の東西には木造の「朝日の仮屋」「夕日の仮屋」（かつては稲穂で仮設的に造られたものであった）が建っているが、本殿の前方（西南方向）の高峰山頂（海拔二四二メートル）には摂社高峯神社（昭和三十五年建立の石祠）が祀られている。その他、境内には手水用の水盤（嘉永三年造立）、狛犬（大正十三年寄進）、燈籠（昭和四十二年造立）、鳥居（昭和三十五年造立）、石碑などの石造物も配されている。

ところで、虎柏神社の境内では、毎年八月二十六日から二十八日にかけて大祭が執り行われている。この大祭は二十六日に御殿入り祭、二十七日に枕飯の式・高峯神社祭、さらに二十八日にはお炊き上げ・例大祭・奉納相撲などの順で行われる。このうち御殿入り祭は、深夜に燈火をすべて消した中で、社殿の両側に設けられたカヤで囲った仮屋

に奉安された幣束と神宝類を氏子の代表が持ち、神歌を奉唱しながら社殿の周りを三周して本殿内に納めるという神事で、古風な祭の形態をよく遺している。

以上のような沿革と由緒をもつ虎柏神社に対し、東京都教育委員会が文化財指定を行ったのは平成五年（一九九三）三月二十二日のことであった。

まず本殿については「数少ない三間社の遺構の一つで建築年代も三間社としては古い時期に属し、装飾的要素も控えめで全体的に古式を伝える貴重な神社建築である」という理由によって、安永六年（一七七七）七月吉日の修理銘のある棟札を「付」として、それを含めて東京都有形文化財（建造物）に指定している。また、その境域（約四万五千平方メートル）は江戸・明治期の「旧態をよく留め、宗教的神秘性を有する独特な空間を形成している」との理由で、虎柏神社境域関係資料（境内絵図面）二点を「付」とし、それら関係資料も含めて東京都の史跡に指定した。さらに御殿入り祭などの神事は明治・昭和期の祭礼行事関係の記録二三点を「付」とし、虎柏神社の祭礼行事として「固有の神事が多く含まれており、奉納相撲も古様をよく遺している」、「祭祀組織も都市化の進みつつある中で、旧来の住民だけで運営される古い形がよく保たれている」な

どの理由によって、東京都無形民俗文化財（風俗慣習）に指定された。

このように虎柏神社については、建築史的な価値を有する本殿を単体として指定し保護するだけではなく、御殿入り祭という古い形の神事が執行され、さらに本殿・殿舎・石造物・古木などが江戸・明治期の旧態をよく留め、境域全体が宗教的空間を形成しているとの認識に立って、一つの空間を歴史的な視点から価値付けし、文化財指定を行いその保存を図ってきていることがわかる。

【事例2】春日神社（東京都西多摩郡檜原村）⁽¹⁶⁾

東京都西多摩郡檜原村本宿の春日神社は多摩川の支流である南・北秋川が合流する溪谷沿いに立地する古社である。

【新編武蔵風土記稿】によると、春日神社では戦国期以前より毎年二月二日に例祭が当番を決めて執り行われていた⁽¹⁷⁾。現在、この祭礼の中心を成す行事は「御飼神事」と呼ばれ、毎年三月一日から二日にかけて執行されている。御飼神事は、前年に行われる祭礼の直会時に次の年の当番を選出するところから始まる。選ばれた当番は当該年の祭礼直前の一定期間、精進潔斎をした上で、祭礼当日の深夜、

南秋川に入って身を清めた後に本殿前の境内地で火打ち石によって火を起こし、飯を炊く。炊きあがった飯は木椀に大高盛りにし、翌早朝、神饌として神前に献上される。現代では極めて珍しい形態の神事である。

ところで、御飼神事については、元龜三年（一五七二）以来、「御飼帳」と言われ神事当番者の氏名やその時期の出来事などを記した記録が現在まで書き綴られてきており、この神事がどのような歴史的な状況の中で続けられてきたものであったのかということを理解することができると。例えば天正年間（一五七三～一五九二）の御飼帳には地元檜原城の城主でこの地方の有力な領主であった平山氏重・氏久親子の当番参加が記されており、また全国的な凶作によって未曾有の大飢饉となった天保七年（一八三六）には米が不足したので粥を食して行った旨が記されている。

以上のような内容と山緒を持つ、檜原村春日神社の御飼神事に対し、東京都教育委員会が文化財指定を行ったのは、昭和六十三年（一九八八）二月二十二日のことで、御飼帳八点を「付」とし、それを含め東京都無形民俗文化財（風俗慣習）として指定している。その文化財指定の理由は「中世末期以来中断せずに行われており、神事を支える

氏子組織も崩壊せず、古様をよく保っている。しかも都内では類例を見ない神事であり、さらにその実施を裏付ける史料も完備しており、神社信仰そして祭祀組織の旧状をよく伝えるものとして貴重である」とある。

このように中世以来の民俗行事として伝承されてきた御飼神事は、約四百年以上にわたり中断せず続いてきた御飼神事の実施を裏付ける貴重な史料の存在を一つの根拠に指定されてきている。これによって、御飼神事を単に希少な民俗行事として価値付けるだけではなく歴史学的な視点からの文化財指定に対する配慮も窺うことができる。以上の状況からその神事が執り行われていた場所が歴史的な空間として認識され保存が図られてきている現状を理解することができる。

2 歴史事象を関連付けての保存

【事例3】武蔵野新田村（東京都青梅市新町）

東京都青梅市新町の前身は多摩郡新町村であり、近世初頭に武蔵野台地開発の先駆けとなった新田開発によって拓かれた村落である。この新町村開発の経緯を詳細に綴った「仁君開村記」¹⁵⁾によると、新町村の開発は天正十八年（一五九〇）七月小田原北条氏の滅亡後、青梅在の師岡村に土

着した土豪吉野織部之助が土着後二十一年を経た慶長十六年（一六一一）二月、江戸幕府代官に武蔵野開発の願書を提出した時に始まる。翌十七年には東西に走る青梅街道を挟んで南北両側三十三軒ずつ計六十六軒分の屋敷割が行われた。しかし、当初は開発に参加する百姓は皆無で開発事業は順調に進まず、織部之助は幕府代官に新田村への出百姓（移住農民）の募集と井戸掘り人足の徴集を願ひ、村内五ヶ所に井戸を掘り飲料水の確保に努め、同時に周辺農民を人足として徴発し新町村から江戸道・秩父道・伝馬道・八王子道・川越道などを開設している。

その後、村づくりが一応軌道に乗った元和三年（一六一七）からは「市」が開設され、時代が前後するが、慶長十八年には月山養風を招き村内に屋敷地を与え普化宗の鈴法寺を建立し、東禅寺という寺院も元和二年に勧請している。

ところで、現在、旧新町村周辺の歴史的な環境は道路の拡幅や家屋の建替えなどによって随分変わってきているが、開村時の屋敷割と街村集落としての景観はいくらか残り、屋敷割当時と同じ二軒分の広さを有する開発者吉野家の旧屋敷地には慶長十八年に掘った井戸や旧吉野家の住宅などが現存している。織部之助の系譜をひく吉野家には開

発當時のことを記録した「仁君開村記」など四点の史料をはじめ四千点近い江戸・明治期の村方文書が所蔵されている。また、近世以前の築造で新町村開発時に大規模な改修が行われ江戸中期まで使用されていた大井戸は復元整備され、現在、公開が図られている。さらに新町村開村時に勧請された鈴法寺は明治四年（一八七二）普化宗の廃宗に伴い、廃寺となり、現在はその寺院跡地が一部残っているだけであるが、その旧鈴法寺の堂宇に掛かっていた木額は東禅寺の本堂に扁額として掲げられている。

以上のような歴史的な沿革を持つ青梅市新町であったが、そこに現存する近世初期の開村時に遡る遺構・遺跡・遺物に対し、東京都教育委員会が文化財指定を行ったのは昭和四十五年（一九七〇）八月以降のことであった。

まず、昭和四十五年八月三日、「仁君開村記」など四点が「武蔵野新田開発の先駆をなす新町村開拓当時の資料として貴重なもの」⁽¹⁹⁾との判断によって都郷土資料（民政に関する文献）に指定され、同時に歴代住持の墓石一〇基余りが遺る鈴法寺跡地の一部が都旧跡に指定された。

また、昭和五十一年六月四日には幕末の安政二年（一八五五）建築で吉野織部之助の子孫が代々居住してきた住宅一棟が「江戸時代末の名主階級民家の完成した多室間取り

の姿を保有する遺構として貴重である」という理由で、東京都有形文化財（建造物）に指定されている。その後、昭和五十七年三月二十六日には開発名主吉野織部之助を祖とする吉野家で所蔵してきた古文書約四千点が「近世初期の典型的な開拓村落である新町村の農民生活の実態をはじめ、周辺村落の歴史的な動向などがわかる貴重な史料群」として東京都有形文化財（古文書）の指定をうけ、さらに平成五年（一九九三）三月二十二日には新町村開村時に大規模に改修された大井戸が「近世初期に先立つ中世後期武蔵野台地の開発状況を彷彿させる遺構で、上総掘りが当地に伝来する以前の井戸掘り技術を知ることができる構造を有している。このため歴史および学術的な価値は高く、指定し保存整備を図っていく必要がある」との理由によって東京都史跡に指定された。尚又、時代が前後するが、昭和三十九年十一月三日には鈴法寺の本堂に掲げられていた扁額で表面に「武蔵禅林」、裏面に文化十二年（一八一五）製作の由来を刻んだ木額（現・東禅寺蔵）が青梅市有形文化財に指定されている。⁽²⁴⁾

このように青梅市新町は、近世初期武蔵野開発の先駆をなす多摩郡新町村開拓を跡づける貴重な遺構・遺跡・遺物が伝存されてきた地域と捉えることができる。そのような

中にあつて歴史的事象と文化財を関連づけながら文化財指定が図られており、文化財保護が歴史的な視点からのアプローチによつて行われてきている状況を窺うことができる。

【事例4】三多摩自由民権運動の関連遺跡と史料（東京都あきる野市⁽²⁵⁾）

東京都あきる野市深沢（旧多摩郡深沢村）は、旧五日市町の市街地から北西に約三キロメートル離れた山間の集落で、この集落のもつとも奥まった場所に深沢家の屋敷地の跡がある。

かつてその屋敷地に住んでいた深沢氏については、江戸時代中期以前の沿革は詳らかではないが、現存する古文書などから江戸時代後半より土地集積を行い山林地主として大きく産を伸ばしてきたと考えられている。江戸中期には深沢村の名主役に就任し、幕末には「同心株」を購入し江戸幕府の下級武士である八王子千人同心に就き、村内鎮守社の神主をも勤めていた。

明治維新を迎え深沢家を継いだ名生は深沢村の戸長に就任し、息子の権八は村用掛に任ぜられ、ついで神奈川県会議員に当選している。名生・権八親子は三町一四ヶ村から

四〇名近い会員を集め学習会・討論会・研究会などを行っていた民権結社「学芸講談会」の指導的な立場にあり、五日市地域の自由民権運動の中心的な人物として活躍していた。深沢家では当時「東京ニテ出版スル新刊ノ書籍ハ、悉ク之ヲ購求シテ書庫ニ蔵シ⁽²⁶⁾」という状況にあり、新思想の吸収に意欲的で購入された書籍は自由に閲覧させ、また貸出しも行い私設図書館的な機能を果たしていた。現存する書籍は政治・法律関係のものが多く、それら書籍には朱点や朱線が施され熟読のあとがみられ、この時期、深沢家を中心に学習熱が盛り上がり、活発な読書活動が展開されていたことがわかる。

現在、深沢家の屋敷跡（約二千二百平方メートル）は南面し、深沢川に沿つて築かれた石垣の上にあり、深沢川に流れ込む小川に架かる小橋を渡ると東面する表門と下屋があり、かつて主屋が建っていた場所は更地となっているが、土蔵は当時のものが現存している。屋敷地の裏手は急な勾配を持った傾斜地で畑として利用されていて、上段には深沢家先祖代々の墓地と白髭社・稲荷社が祀られている。ところで、現存する土蔵からは、昭和四十三年八月、のちに「民衆憲法」として反響を呼んだ「五日市憲法案」をはじめ深沢家文書約一万点が発見されており、当地

は三多摩自由民権運動研究の記念碑的意味合いを持つ場所と位置づけられている。

以上のような沿革と歴史的な由緒を持つ深沢家屋敷跡に対して東京都教育委員会が文化財指定を行ったのは昭和五十八年五月六日のことで、その指定理由は「江戸時代後期の名主屋敷の旧態をとどめ、また三多摩自由民権運動を象徴する『五日市憲法草案』発見の場所であり、当時五日市地域で民権運動の中心となっていた豪農民権家の生活様態を推定し得る遺跡として貴重なものである」とあり、東京都史跡として指定された。一方、当地から発見された五日市憲法草案（二冊）も昭和五十八年五月六日「全文五篇一章二〇四条で、同時期の私擬憲法草案に比べ詳細で、基本的人權の保障に周到な配慮が示されているなど内容的にもすぐれたものであり、三多摩自由民権運動を象徴するものとして指定し保存する必要がある」という理由によって、東京都有形文化財（古文書）に指定されている。

このように一つの歴史的な事象の中で遺されてきた個々の文化財を関連づけながら文化財指定が図られており、文化財の指定が地域の歴史を理解するという視点に重きを置きながら試みられてきている現状を知ることができる。

三 歴史（地域史）研究と文化財保護

文化財を史料と位置づけ文化財を通して行う歴史研究によって、新しい歴史像の創造や発見に結び付いていく場合と、単なる「遺物」とみていたものを重要な文化財として新たに認識していくケースとがある。ここでは文化財保護における歴史学的な視点という問題関心を、歴史研究、とりわけ地域史研究と文化財保護との相関関係からみていくことにする。

【事例5】高幡不動本尊像内文書（東京都日野市高幡金剛寺所蔵）

東京都日野市高幡にある高幡山金剛寺は真言宗智山派の別格本山であり、通称で「高幡不動尊」と呼ばれ、関東三不動の一つに数えられる名刹である。寺伝によれば貞観年間（八五九～八七七）に慈覚大師が清和天皇の勅願によって東関鎮護の霊場と定め、不動尊像を奉安した時に始まると伝えられている。現在、金剛寺には不動堂などの建造物をはじめ美術工芸品など九件が国・東京都の文化財に指定されている。それらのうち奥殿に安置されている重要文化財「木造不動明王及二童子像」は丈六の不動明王坐像を中

尊とし、半丈六に近い二童子立像を左右に配している。不動明王坐像は建武二年（一三三五）の大暴風雨による不動堂倒壊に伴い破損し、康永元年（一三四二）に修理が施されているが、造形の一部に平安後期の特色をうかがうことができ、平安時代の丈六の不動三尊像として貴重な作例と考えられている。²⁷⁾

その不動明王坐像の像内に納められ伝存してきたのが、ここで取り上げる高幡不動本尊像内文書である。この像内文書は伝承によると大正末、昭和初年頃に本尊の首部の辺りから束ねた形で取り出され、その後、内容などわからない状態のまま金剛寺で保管されていた。しかし、昭和六十年（一九八五）度から二カ年にわたって東京都教育委員会と日野市教育委員会が合同で行った調査によって初めてその像内文書の概要が明らかとなり、昭和六十三年二月二十二日「東京都に所在し、かつ、東京都の歴史を知るための史料としては最古の古文書と考えられ、この胎内文書により東京都の歴史ばかりではなく、わが国中世の在地の状況を正しく理解するために重要な手掛りになる」という理由によって東京都有形文化財（古文書）に指定された。その後、日野市史編さん委員会による平成四年度発行の『日野市史 史料集 高幡不動胎内文書編』編纂の過程で、断簡

を含む六九通の文書と五一紙の断片に分類整理された。同時にそれら文書六九通のうち五〇通が日野本郷に所領をもつ山内経之という在地領主の自筆書状と認められ、古文書の内容から南北朝期の暦応二年（一三三九）、常陸合戦に従軍して戦死した山内経之の菩提を弔うために、高幡不動の修復なった本尊不動明王の像内に納められ伝来したものであるということが判明した。古文書は日常生活に関するものをはじめ、常陸合戦の陣営や戦場から留守宅の妻や高幡不動の僧侶などに宛てた内容のものが大半を占め、当時の東国武士の実相や合戦の実態などを明らかにすることができた。²⁸⁾これらの調査成果を得て、国は平成六年六月二十八日付けで、それら古文書（六九通。附 文書断片五葉）を「高幡不動本尊像内文書」として重要文化財（古文書）に指定した。²⁹⁾

この事例にみられるように、当初はその内容すらよくわからなかった断簡や断片などを含む古文書群が、とにかくも東京都教育委員会と日野市教育委員会の合同調査の成果をうけて、東京都の文化財に指定され、さらに自治体史編纂の過程で古文書の詳細な検討と解説によって、南北朝期東国社会の様相が明らかとなり、像内文書が地域史研究の深化に大きく寄与している状況がわかる。また、その学術

的な研究成果をうけて、像内文書が希有の史料価値を有することが明らかとなり、その結果、重要文化財指定に至っており、文化財指定による保存と歴史研究とが密接な関係にあるということを理解することができる。

【事例6】宝暦箱訴事件大丹波村牢死者供養碑（東京都西

多摩郡奥多摩町大丹波）

東京都西多摩郡奥多摩町の大丹波という山間の集落に「宝暦箱訴事件大丹波村牢死者供養碑」という石碑が建っている。この供養碑は台座と碑文石とから成り、高さ約一・二メートルで、碑文石の表面には施主と死去した三人の戒名・死亡年月日が刻まれている石碑にすぎないが、昭和五十四年（一九七九）三月三十一日「多摩の歴史を語る上で忘れることのできない宝暦箱訴事件関係の史料として貴重なもの」との理由によって東京都有形民俗文化財（金石文）に指定された⁽³²⁾。

ところで、この供養碑が文化財指定されるに際し、その理由となった宝暦箱訴事件とは、江戸時代の宝暦十二年（一七六二）から翌年にかけて武州田安領十九ヶ村の農民たちが年貢増徴政策に反対して「年貢減免」の要求を掲げて立ち上がり、最終的には江戸幕府評定所の目安箱にまで

訴え、十九ヶ村の村役人や小前百姓など一九一名（うち十名は吟味中に死亡）が処罰をうけるという農民たちに多大な犠牲を出した事件のことである。前述の供養碑が現存する旧大丹波村でも、この時、事件に関係した名主七郎右衛門・組頭長兵衛・百姓政右衛門・百姓六郎左衛門の四名のものが捕らえられ取調べ中に牢死している。大丹波の供養碑は彼ら吟味中に牢死した者たちを供養するため、事件後間もない時期に大丹波村の村人たちによって建立されたものであった。しかし、咎人であり、当然のことながら幕藩体制下にあつては表立って供養されることも、まして顕彰されることもなかった⁽³³⁾。

近代以降、この事件がどのように扱われてきたのか管見のかぎり詳細は定かではないが、この宝暦箱訴事件については地元自治体史などで事件の概要が紹介されているにすぎなかった⁽³⁴⁾。しかし昭和四十九年（一九七四）一月に至り、はじめて本格的な論考が発表され、⁽³⁵⁾ ついで昭和五十一年六月には旧大丹波村の事件犠牲者顕彰碑の建立を記念して『大丹波村乃義民』が編まれた⁽³⁶⁾。特に後者の成果によって前掲の供養碑に彫られた戒名の人物が明らかとなり、その供養碑の歴史的な意味づけが図られ、その存在が広く注目されることとなった。そして昭和五十三年九月、青梅

市教育委員会から収集した「宝暦箱訴事件」関係の古文書を収録した史料集⁽³⁷⁾が刊行されることによって、はじめて史料を通して事件の全体像が明らかとなり、研究の促進が図られた。

そのような状況の中で、大丹波村で事件の犠牲者となつて牢死した人々を供養した石碑について文化財的な価値付けが行われ、前述のように昭和五十四年三月三十一日東京都の文化財に指定されることよつて行政による保護の対象となつてきた。

このように宝暦箱訴事件大丹波村牢死者供養碑の文化財指定の事例は、地域史研究の深化に伴い供養碑が文化財として重要な価値を有するものと認識され、保護の手が差し延べられてきたことを示す好例であり、歴史学の研究と文化財保護が表裏一体の関係にあることがわかる。

おわりに

以上、本稿では文化財保護における歴史学的な視点の現状を検証するため、まず文化財保護行政の中での歴史学的視点の沿革を明らかにし、その流れの中で、現在、実際にはどのような形で文化財指定が行われているのか、さらに歴史（地域史）研究と文化財保護との関わりはどのような

な状況にあるのか、その実態を述べてきた。ここではそれらを簡単に要約し最後に若干の研究課題を述べ結論とする。

近代日本における文化財保護行政の中で、今日、歴史学の分野でいうところの「史料」を保存するようになったのは明治四年五月の「古器旧物保存方」の布告が発せられた時に始まる。その後、大正八年四月に公布された「史蹟名勝天然紀念物保存法」によつて保護対象が広げられ、歴史学の分野で研究素材として取り扱うことができる「史蹟」等が文化財保護行政の分野に本格的に導入された。そして戦後の昭和二十五年五月、文化財保護法が成立したが、その文化財保護法が昭和五十年十月に至り大規模な改正が行われた結果、有形文化財の定義が拡大し、「歴史資料」という種別が新たに設けられることよつて歴史学的な視点を考慮した保護行政が展開するようになった。一九九〇年代以降は、平成七年三月、史跡の指定基準の改正に伴い、広島「原爆ドーム」の文化財指定が図られ、近代史を視野に入れた文化財保護行政が促進されてきている。

このような状況の中にあつて、東京都内における文化財指定の実態をみていくと、青梅市の虎柏神社（事例１）や檜原村の春日神社（事例２）の例示にみられるように、一

つの文化財を単体として保護するだけでなく、いくつかの文化財を総体で捉え、一定の空間を歴史学的な視点から価値付け保存を図ってきていることがわかる。さらに青梅市の武蔵野新田村（事例3）や三多摩自由民権関連遺跡と史料（事例4）にみられるように、一つの歴史的事象の中で遺されてきた個々の文化財をそれぞれ関連付けながら文化財指定を行い、文化財を歴史学的な視点からアプローチし、その保存を図ってきている実態を窺うことができた。

また歴史（地域史）研究と文化財保護との関わりについてみていくと、高幡不動本尊像内文書（事例5）や宝暦箱訴事件大丹波村牢死者供養碑（事例6）の例にみられるように、いずれも歴史（地域史）研究の深化とその成果をうけて文化財の指定と保護が図られてきており、歴史学研究と文化財保護とが極めて密接な関係にあることが明らかとなった。

このように文化財保護の現状を歴史学的な視点からみていくと、近年、近代史や文化財の有する歴史性などを視野に入れた文化財保護行政が積極的に促進されてきている様子がわかるが、一方、歴史空間や歴史事象を意識した極めて興味深い手法による文化財指定と保存が図られ、また歴史（地域史）研究と文化財保護とが緊密な関わりの中で展

開してきている状況を指摘することができる。

ところで、文化財保護における歴史学的な視点と言った場合、文化財は時代の「歴史観」の中で価値付けられ指定されてきているという現状がある。既述したように文化財保護行政は明治初年から行われてきており、現行の指定文化財の中には戦前の国家主義的な「歴史観」の中で指定され、戦後もそのまま指定が継続してきているものもある。

このように文化財の中には極めて政治性を孕んだものもある。今後、それらの取り扱いと、歴史学的な視点から文化財保護を行っていった場合、文化財に対し下されるであろう歴史的な価値観を、将来を見据えどのように捉えていったらよいのかということなど、今後に残された課題は多い。それらについては今後の研究課題としたい。

註

（1） 荻野昌弘編『文化遺産の社会学』（新曜社） 序文（四頁）。

（2） 筆者は、歴史学とは「過去の歴史的な事象について史料を通して研究し解明していく学問領域である」と理解している。そのため、本稿で言う「歴史学的な視点」とは、主に文化財を歴史学研究の「史料」と位置づけ、文化財がも

つ芸術性などよりも歴史的な側面を重視し、そのような観点から文化財を捉えていくことと規定しておく。

- (3) 高木博志『近代天皇制の文化史的研究―天皇就任儀礼・年中行事・文化財』(校倉書房) 二八〇頁。

- (4) 文化庁文化財保護部監修『文化財保護関係法令集』(ぎょうせい) 一九七―一九八頁。この布告では「古器旧物」を祭器・古玉寶石・石弩雷斧・古鏡古鈴・銅器・古瓦・武器・古書畫・古書籍並古経文・扁額・楽器・鐘鉦碑銘墨本・印章・文具諸具・農具・工匠器械・車輿・屋内諸具・布帛・衣服裝飾・皮革・貨幣・諸金製造器・陶磁器・漆器・度量權衡・茶器香具花器・遊戲具・雛織等個人並兒玩・古佛像並佛具・化石など三一の種類に分け、その品目と所蔵者名とを記載提出することが規定されている。
- (5) なお、この法律は昭和四年(一九二九)三月「国宝保存法」と改称され、指定対象の範囲は個人・公共団体・国などが所有するものにも拡大されているが、指定の要件は古社寺保存法同様「歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範ト為ルヘキモノ」(第一条)と規定されている。

- (6) 椎名慎太郎『精説 文化財保護法』(新日本法規出版) 二二頁。

- (7) 前掲註(6)の椎名慎太郎著書 二三―二四頁。
- (8) 『史蹟名勝天然紀念物保存法』(東京府) 一八―一九頁。
- (9) 『貴族院議事速記録』大正八年三月十一日。
- (10) 『史蹟名勝天然紀念物保存法』(東京府)の九頁によると

次のように明示されている。

一、都城趾、宮趾、行宮趾其ノ他皇宮ニ関係深キ史蹟

二、社寺ノ趾跡及祭祀信仰ニ関スル史蹟ニシテ重要ナルモノ

三、古墳及著名ナル人物ノ墓並碑

四、古城趾、城砦、防塁、古戦場、国郡庁趾其ノ他政治軍事ニ関係深キ史蹟

五、聖廟、郷学、藩学、文庫又ハ是等ノ趾其ノ他教育、学芸ニ関係深キ史蹟

六、藥園趾、悲田院趾其ノ他社会事業ニ関係深キ史蹟

七、古閑趾、一里塚、窰趾、市場趾其ノ他産業交通土木等ニ関スル重要ナル史蹟

八、由緒アル旧宅、苑池、井泉、樹石ノ類

九、貝塚、遺物包含地、神籠石其ノ他人類学及考古学上重要ナル遺蹟

十、外国及外国人ニ関係アル重要ナル史蹟

- (11) 歴史資料の指定は昭和五十二年六月から始まり、現在、シボルト関係資料、蘭学・洋学・和算などの学術関係資料、ペリー来航時に招来されたモールス電信機、安政の五カ国条約など一二五件(平成十五年八月一日現在)が歴史資料として文化財指定されている。

- (12) 『文化財保護法五十年史』(ぎょうせい) 三九一頁。
- (13) 文化庁文化財保護部監修『文化財保護関係法令集』(ぎょうせい) 二二三～二二五頁。
- (14) 文化財保護法の第二条によると民俗文化財を除き、有形文化財(ただし考古資料を除く)、無形文化財、記念物に對し、本稿で明示したいずれかに該当する表現で文化財を定義している。また東京都文化財保護条例にも同様の定義がみられる。
- (15) 虎柏神社の概要と文化財指定の内容などについては『文化財の保護』(東京都教育委員会 第26号を参照して記述した)。
- (16) 春日神社で行われる「御餉神事」の概要や文化財指定の内容などについては『東京都文化財指定説明書』(東京都教育委員会 昭和六十三年二月)を参照して記述した。
- (17) 『新編武蔵風土記稿』第六卷 七九頁。
- (18) 青梅市教育委員会発行『仁君開村記 柚保志』(青梅市史料集第四十七号)。
- (19) 『文化財の保護』(東京都教育委員会 第3号 一八頁)。
- (20) 昭和五十一年三月の東京都文化財保護条例の改正によって「東京都有形文化財(古文書)」となる。
- (21) 『文化財の保護』(東京都教育委員会 第9号 一八頁)。
- (22) 『東京都文化財指定議案説明書』(東京都教育庁社会教育部文化課 昭和五十七年一月)。
- (23) 『文化財の保護』(東京都教育委員会 第26号)。
- (24) 『青梅市ゆかりの文化財』(青梅市郷土博物館) 四〇頁。
- (25) 三多摩自由民権運動の関連遺跡と史料の概要・文化財指定の内容などについては『東京都文化財指定等議案説明書』(東京都教育庁社会教育部文化課 昭和五十八年四月)を参照して記述した。
- (26) 『利光鶴松翁手記』(三多摩自由民権史料集) 下巻 九二五頁所収。
- (27) 『月刊文化財』7月号(平成六年七月) 一四頁。
- (28) 『東京都文化財指定議案説明書』(東京都教育庁社会教育部文化課 昭和六十三年一月)。
- (29) 高幡不動本尊像内文書の詳細な内容は『日野市史料集 高幡不動胎内文書編』(日野市史編さん委員会 平成五年三月)に収録されている。
- (30) 『月刊文化財』7月号(平成六年七月) 三三～三四頁。
- (31) 『東京都文化財指定議案説明書』(東京都教育庁社会教育部文化課 昭和五十三年十二月)。
- (32) その後、文化財の種別変更が行われ、現在は東京都有形文化財(歴史資料)として指定されている。
- (33) 地元の伝承では、江戸時代は供養碑には荒縄がかけられていたという(この伝承については奥多摩町文化財保護審議会会長で郷土史研究家の安藤精一氏にご教示をうけた)。
- (34) 『定本市史 青梅』(昭和四十一年刊)などに宝暦箱訴事件の記述がみられる。
- (35) 飯島端治『武州田安領における宝暦期箱訴騒動をめぐる

て」〔歴史論〕第五号 昭和四十九年一月。

(36) 安藤精一編で大丹波義民顕彰会より発行された。

(37) 青梅市郷土博物館編『田安領宝暦箱訴事件―多摩人の抵抗の心をさぐって―』(青梅市史史料集第二十三号)。

(附記) 本稿は一九九八年六月十三日に開催された法政大学史学会例会シンポジウム「歴史研究と文化財」にパネラーとして参加し発言した内容をもとにまとめたものである。このたび私事により遅れていた原稿の発表の機会を与えて下さった史学科諸先生方のご好意に対し、心よりお礼を申し上げます。